

法情報総合データベース



D1-Law.com

**Research Guide**



# D1-Law.comとは

**D1-Law.com (第一法規法情報総合データベース)** D1-Law.com

法令・判例・文献情報のクロスレファレンスを実現 **直観的な操作で、専門家でもなくてもリサーチ可**

大学における、D1-Law.com(データベース) の活用メリット

- ◆ 最新の法改正・判例情報の確認と蓄積(週1回以上更新) ◆ 現在・過去・未来の情報比較
- ◆ レポート作成や卒業論文作成の調査に ◆ 資格試験・就職試験対策に ◆ 検索条件による表示制限なし
- ◆ ダウンロード・印刷可 ◆ PCで検索するため省スペース化 ◆ 追い出し設定なく安心利用 etc.

日本の法令全てを収録  
過去・現在・未来の法令を様式・別表含め、条文単位で収録  
常設院法制局・参議院法制局編集の書籍版をデジタル化  
条約や告示も収録  
(通知・通達・訓令の有料オプション連携あり)

判決の本文と要旨に加え、判例タイムズの解説をPDFで搭載  
単なる判決集ではなく、論点ごとに判例を収録

法律や判例に関する文献のリストを約75万件以上収録  
有斐閣オンラインデータベース オプション連携\_有料  
CiNii連携\_無料

論文へもリンク

第一法規株

3.7

## 主なリニューアルポイント

### 判例

- 検索項目をカスタマイズ可能に！
- 「フリーワード検索」にサジェスト（予測変換）表示機能や、事項・解説を含んだ検索が可能に！
- 判例の詳細画面における審級を常に表示可能に！
- 判決文の日付情報をAIが解析し、時系列順に並び替え機能を搭載！
- 判決本文のスクロールをページをページング表示から無限スクロールへ変更し、位置情報マップで可視化！

### 法令

- ◆ 置換表示機能（漢数字を英数字へ、和暦を西暦へ、カタカナをひらがなへ）の追加！
- ◆ コルクボードへ任意の条文を並べて関連情報を比較可能に！

# ホーム画面

## POINT

アクセス後すぐに検索できる  
横断検索をクリック



## POINT

法令から、判例から 文献から  
探したいとき

契約中のサービス

法令 現行法規 (現行法規検索) 新着 現行法規 (履歴検索) 新着 通知通達 判例 判例体系 新着 文献 文献集 新着 判例集 新着

### 検索履歴

2021年06月12日  
現行法規 【フリーワード】[AND]特別の署名  
文献情報 フリーワード [AND][すべて、同意語]司法権の限界  
2021年06月11日  
判例体系 フリーワード [AND][すべて]兼因減額  
判例体系 フリーワード [AND][すべて]買主の追完請求権

### ブックマーク

2021年06月08日  
判 長野地松本支判令和2年12月10日D1-Law.com判例体系 (28290160)  
判 東京地判平成30年2月23日D1-Law.com判例体系 (29048232)  
2021年06月07日  
判 長野地判平成29年3月28日D1-Law.com判例体系 (28251262)  
判 最高二小判平成27年3月27日最高裁判所民事判例集69巻2号419百 (28231274)

### 更新情報

2021年06月12日  
現行法規 令和3年5月25日までに公布された法令を収録  
通知通達 42,695件を収録  
判例体系 令和3年6月10日(裁判年月日)までの判決書誌・313,657件、判決本文・307,200件を収録  
文献情報 2021年5月発行までの文献情報・762,528件を収録

### お知らせ

2021年06月08日 **メンテナンス完了のお知らせ** (『現行法規 (現行法規検索・履歴検索)』『判例体系』『法律判例文献情報』)  
6/8 (火) のシステムメンテナンスは完了しました。ご協力をいただき誠にありがとうございました。

2021年06月01日 **『D1-Law.com』全面リニューアル!!**  
『さらなる飛躍へ』我が国最大級の法情報総合データベース『D1-Law.com』が全面リニューアル!! 詳しくはこちらをご覧ください。

## POINT

検索履歴やブックマークから探  
したいとき  
収録内容・更新情報  
お知らせ

## 第一法規 法情報総合データベース

オンラインマニュアル

よくあるご質問

ご利用規約

リンク集

収録内容



第一法規株式会社

会社概要

お問い合わせ

ご利用に際して

個人情報の取り扱いについて

# 課題 1 現行法規

- ① 【法令名】 から民法を検索
- ② 【フリーワード】 から錯誤を検索  
他に、消滅時効 買主の追完請求権 法定相続
- ③ 【条単位でさがす】 から民法§95をクリック
- ④ 【条沿革】 から施行日を検索
- ⑤ 比較したい時点を☑して  
【選択した時点の条文を比較する】  
を押し条文の改正比較を表示
- ⑥ 【判例】 からこの条文を参照と  
する判例を表示
- ⑦ 【施行日一覧】 から
  - ⑦\_\_1 法令単位の現在過去未来の時点を表示
  - ⑦\_\_2 未来の条文の並列表示

# 法令検索 フリーワード

1

現行法規 (履歴検索)

新着

通知通達

判例

判例体系

新着

文献

文献編

新着

DI-Law.com 現行法規 履歴検索 フリーワード検索 新着の法令 各種機能

フリーワード 検索 AND 法令名 民法 50音

検索条件を追加・変更 検索 クリア よく使う検索に保存

3

2

4

(雑語)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる雑語に基づくものであって、その雑語が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く雑語
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する雑語

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 雑語が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に雑語があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の雑語に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

改正注記 条沿革 被引用 判例 関連情報

5

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる雑語に基づくものであって、その雑語が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く雑語
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する雑語

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 雑語が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に雑語があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の雑語に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

6

7

8

条文比較表示

民法 (明治29年4月27日号外法律第89号)

施行日 今般2年4月1日 (平成29年4月1日号外法律第44号)

施行日 平成17年4月1日 (平成16年12月1日号外法律第147号)

改正箇所 0/14 修正箇所だけ表示

表示位置を共に合わせる

(雑語)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる雑語に基づくものである。一、その雑語が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 二 意思表示に対応する意思を欠く雑語
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する雑語

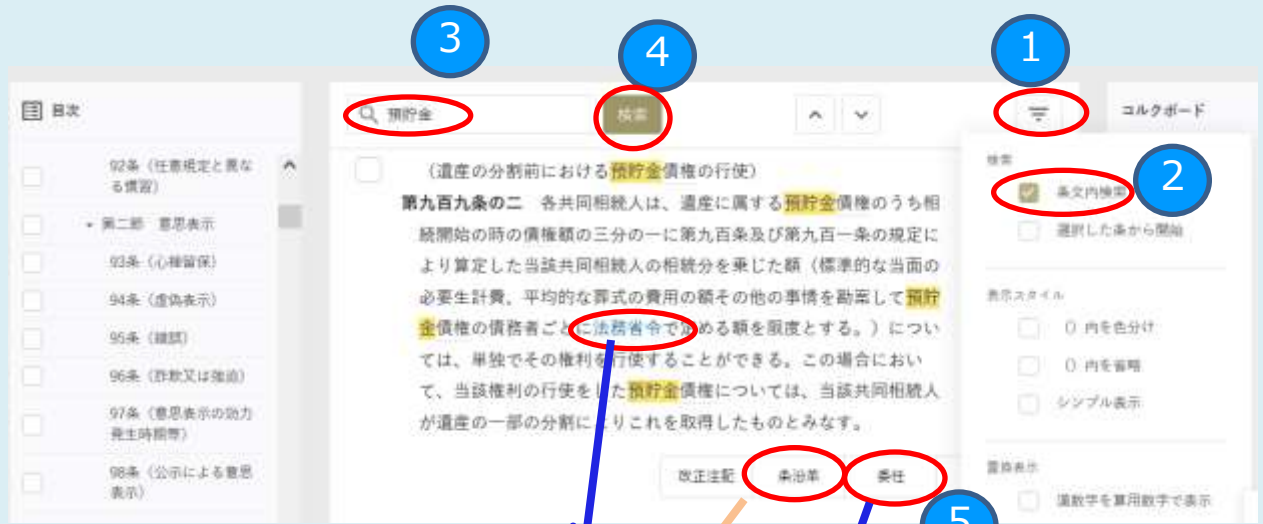
2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 雑語が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に雑語があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

POINT  
法令名やフリーワードから条文を表示し、条沿革ボタンからは改正比較もできます。

# 法令検索 条文内検索と委任・条沿革



## POINT

条文中の青文字または、委任ボタンから委任情報（政省令）が表示されます



## POINT

条沿革ボタンからは、この条文の改正の歴史がわかります。ここでは、令和元年7月1日に新設された条文だとわかります。



# 法令検索 法令単位の施行比較

POINT  
未施行条文あり を押すと  
未来の条文を並列表示できます

POINT  
この版を表示するで、  
時点の単位になります

POINT  
ハイライト色の違いで時点  
もわかります

# 法令検索 コルクボード

1



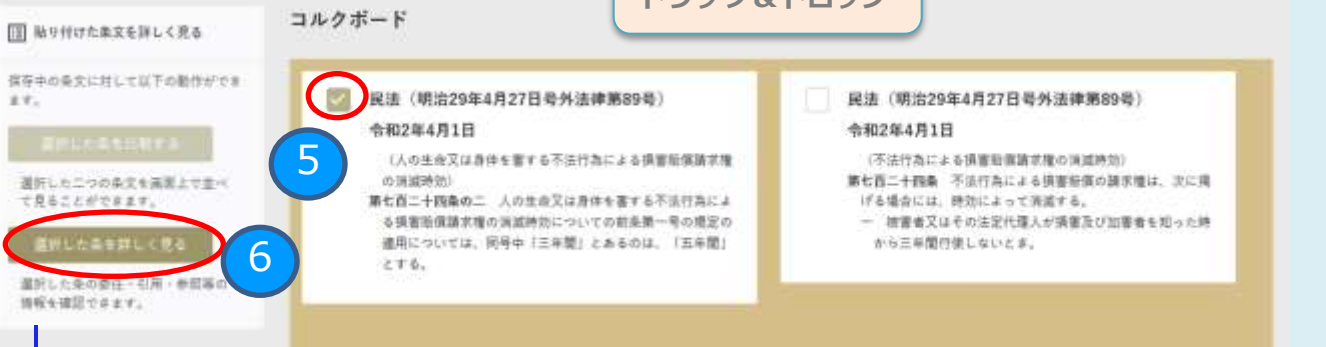
3

4

2

**POINT**  
2つ以上の条文をボードに張り付けて比較したり、引用などの情報も確認できます。

**POINT**  
ドラッグ&ドロップ



5

6

**POINT**  
引用と被引用法令の表示例





## 課題2 判例

### ① 用語検索\_\_フリーワード検索

買主の追完請求権で検索してみましょう

→判決本文に無いワードがヒットしていることの確認をしましょう

### ② 関連要旨及び同一階層の論点検索

→【加害自転車】  
【素因減額】  
【損害賠償請求権】  
【消滅時効】

### ③ 用語検索\_\_同義語検索

婚外子で検索してみましょう（他にバイク）

→【同義語検索】の表示を確認

### ④ 重要度が高い順にみる

→【寄与分 相続】

# 課題3 判例

## ⑤ 年月日、裁判所名、出典から検索

【損害賠償等請求事件】判例ID 28213023  
平成25年7月4日／神戸地方裁判所／第1民事部  
／判決／平成23年（ワ）2572号  
出典\_判例時報2197号84頁  
交通事故民事裁判例集46巻4号883頁

【女子再婚禁止期間事件】  
最大判平27.12.16  
出典\_最高裁判所民事判例集69巻8号2427頁  
家庭の法と裁判5号71頁 他

→判決後の法改正を確認しましょう\_民法§733

## ⑥ 事件名から検索

→【JR認知症訴訟】  
【庁舎内撮影禁止請求事件】  
【大阪医科大学（労働契約法20条）事件】

## ⑦ 判例体系IDから検索

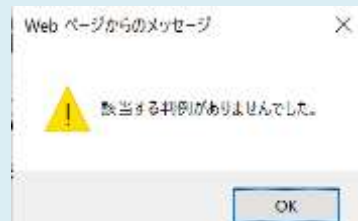
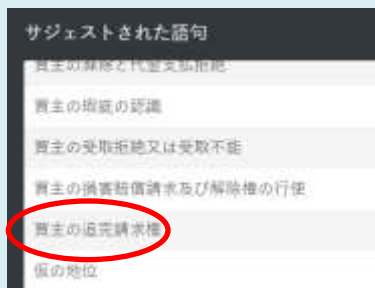
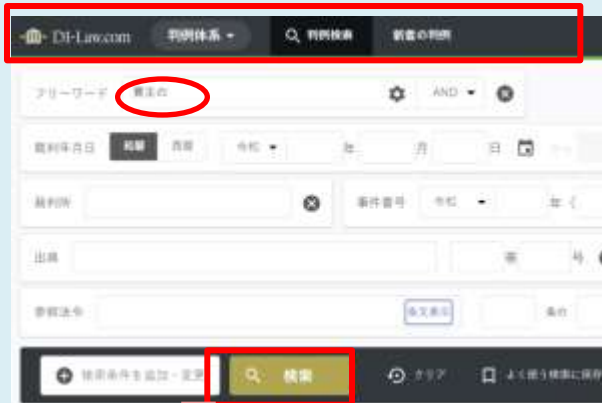
→【28212731】  
遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件  
最高大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁

→【27801868】  
過失相殺を類推適用し素因減額の判例  
(最判昭和63・4・21民集42・4・243)

# 判例検索 フリーワード

リニューアルサイト

旧サイト



リニューアルポイント

**POINT**  
 フリーワード検索で、「買主の追完請求権」で検索。  
 サジェスト（予測変換）表示機能や、事項・解説を含んだ検索が可能になりました。

旧サイトで「該当する判例がありませんでした。」と表示されたもの  
 新サイトで208件ヒット



**POINT**  
 審級の位置づけも表示されるようになりました

# 判例 関連要旨及び同一階層の論点表示

DI-Law.com 判例体系 判例検索 新着の判例

フリーワード  1

AND

裁判年月日 和暦 西暦 令和 年 月 日 から 年 月 日

裁判所 千葉地方裁判所 事件番号 令和 年 ( ) 号

検索条件を追加・変更 検索 2 クリア よく使う検索に保存

2件

すべて選択

21年-30年

加害賠償請求事件

千葉地判平成28年8月30日自保ジャーナル1987号  
59頁 [28251197]

一部認容、一部棄却/確定  
事件番号 平成27年(ワ)335号

1.交通事故に生じた被害者の失明又は視力視力を失っていないこと、視力の低下は認め難いこと、症状と事故との関連と、被害者の心身や生活状況の変化があるとはなく被害者の精神病、糖尿病性網膜症等の通常害賠材料の発生は認められないとされ

2. 第三者の不法...

**POINT**  
 要旨を含む判例では、各要旨における関連要旨（類似判例）の調査や同一階層の論点からさらに調査できます。  
 左記要旨2では、事故型不法行為類型で自転車事故の他に原付事故や医療過誤等の事例が指定できます。  
 また下記要旨4では、肯定例と否定例の論点も確認できます。

要旨2 (債権法II) 2

一 第三者の不法行為により身体を害された者の配偶者は、そのために被害者が生命を害された場合にも比肩すべきか、又はその場合に比して著しく劣らない程度の精神上の苦痛を受けたときに限り、自己の権利として慰謝料を請求することができると解すべきである。

二 自転車の通行可能な歩道上で加害自転車と被害者（歩行者）が衝突した事故で、被害者の妻は、被

第7.1.1条 (近隣者に対する賠償)  
 2 被害による近隣者の慰謝料請求権  
 (2) 近隣者の慰謝料の算定  
 ア 一般性基準  
 同一階層の項目 ▶  
 イ 近隣者の慰謝料の算定事例  
 ⅲ 事故型不法行為類型  
 E 自転車加害事故  
 同一階層の項目 ▶  
 A 自転車加害事故  
 B 原付加害事故  
 C 自転車2輪車・自転車3輪車加害事故

要旨4 (債権法II) 2

自転車の通行可能な歩道上で加害自転車と被害者（歩行者）が衝突した事故につき、加害車両が車道寄りの部分を走行していた疑念がないこと、被害者が加害者の予想を超えるような動きをした事情が認められないこと、加害車両を一時停止させることに支障もなかったことから、加害車両が前照灯をつけていたこと、被害者がふらふら歩行していたことや、車体ではなく加害者の左肩が被害者に接触したこと、視力障害のある被害者が杖や盲導犬を用いていなかったとしても、被害者には過失は認められないとされた事例。

債権法II  
 民法  
 第7.2.2条 (損害賠償の方法及び過失相抵)  
 2 過失相抵  
 (1.8) 過失相抵の判断事例  
 ア 事故型不法行為類型  
 (4) 自転車加害事故  
 A 損賠者の行為  
 (A) 対歩行者  
 B 否定例  
 同一階層の項目 ▶  
 肯定例

フリーワードヒット箇所4件

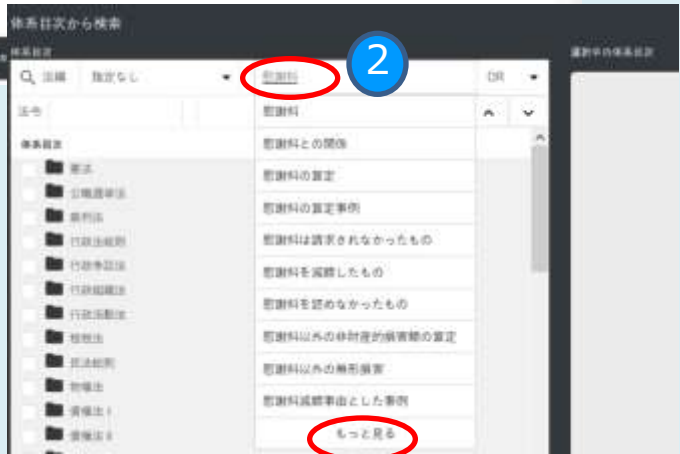
時系列表示 QuickReader

要旨 ▼

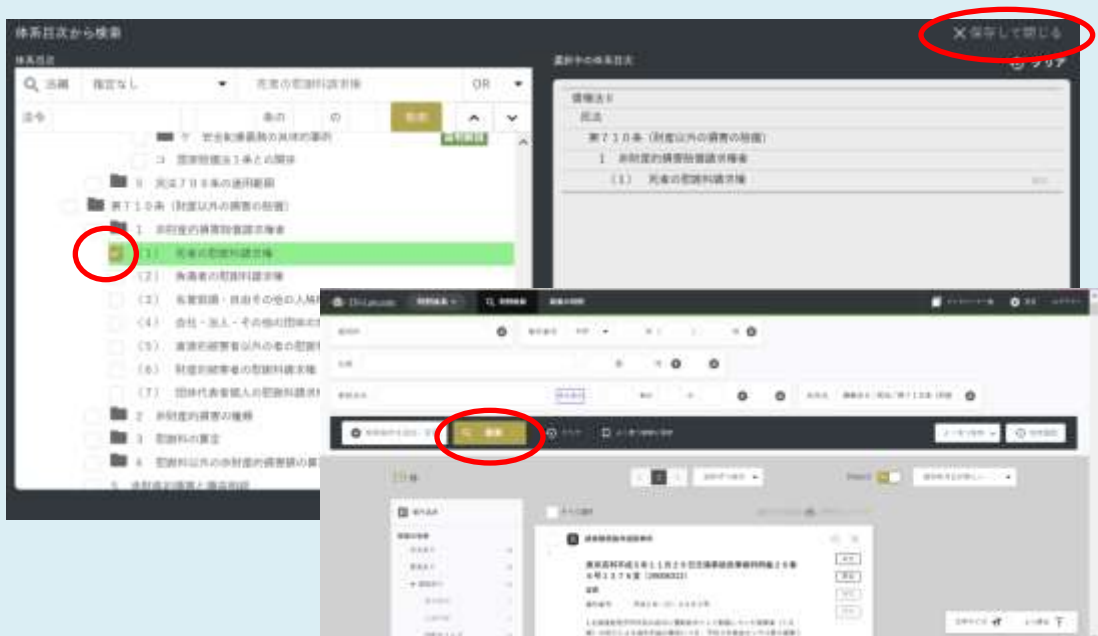
要旨1 (債権法II) ▼

5 関連要旨

# 判例 体系目次検索



**POINT**  
 直接入力の外、サジェストされた語句からも選べます。  
 「もっと見る」から他の候補を見渡せます。



# 判例 詳細画面

要旨・本文

解説

書誌情報

POINT  
印刷・ダウンロード

POINT  
審級表示

目次

- 要旨 (標準法II)
- 判決文
- 主文
- 理由

参照

- 参照法令
- 引用判例
- 被引用判例
- 判例評釈

要旨 (標準法II)

一 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう「責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできない。

二 認知症に罹患した高齢の精神障害者が、株式会社Aの勤務内に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故に關し、株式会社Aが本件事故により列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったとして、本件精神障害者の妻とその息子に対して民法714条に基づき損害賠償請求をした本事故で、いずれも本件精神障害者を「監督する法定の義務を負う者」に当たらないとされた事情。

三 法定の監督義務は、親族や日常生活に上り附けてその義務履行上の監督義務の履行が認められ、結果としてその責任を負うべきものとして、民法714条1項にいう「責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとはならない。

審級関連

上告審 【J判例対応新装】最高裁判平成28年3月1日最高裁判所民事判例集70巻3号681頁 (28240759)

控訴審 【J判例対応新装】名古屋高判平成26年4月24日最高裁判所民事判例集70巻3号786頁 (28222074)

第一審 【損害賠償請求事件】名古屋地判平成25年6月9日最高裁判所民事判例集70巻3号745頁 (28212579)

関連

こんな判例も

名古屋地判平成25年6月9日最高裁判所民事判例集70巻3号745頁 (28212579)

名古屋高判平成26年4月24日最高裁判所民事判例集70巻3号786頁 (28222074)

もっと見る

POINT  
『最高裁判所判例解説』『法曹時報』の表示にはオプション契約が必要です。  
民事セクションは対象外です。

参照法令

民法  
714条

精神障害及び知的障害者に対する法律  
20条

引用判例

【損害賠償請求事件】名古屋高判平成27年1月24日最高裁判所民事判例集70巻1号25頁 (27826373)

【損害賠償請求事件】最高一判昭和60年2月24日最高裁判所民事判例集33巻2号213頁 (27424009)

被引用判例

【損害賠償請求事件】名古屋地判平成18年8月22日判例時報424号213頁 (28272664)

【行政処分執行等請求事件】東京地判平成28年9月27日DI-Law.com判例データベース (29025434)

判例評釈

前田 眞吾・ゴースト 1991年12月16日 頁2016年10月  
YOSHIDA

松浦 尚典、岡田 雅也 1993年10月15日 頁2016年4月

松村 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

竹下 謙一 1993年10月15日 頁2016年6月

永村 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月  
YOSHIDA

松村 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

山崎 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月  
YOSHIDA

二宮 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

澤田 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

澤田 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

山崎 浩一 1993年10月15日 頁2016年6月

判例タイムズ 1423号128頁

【要旨】  
一 本件は、原告が被告を相手として、原告が被告の勤務先に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故（以下「本件事故」といふ。）を以て、被告に対して損害賠償請求をしたとして、原告が被告に対して、民法714条1項に基づき、損害賠償を請求した本件事故である。原告が被告に対して民法714条1項に基づき損害賠償請求をした本件事故で、原告が被告を相手として民法714条1項にいう「責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとはならない。

二 被告は、原告に対して民法714条1項に基づき損害賠償請求をした本件事故で、原告が被告を相手として民法714条1項にいう「責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとはならない。

三 被告は、原告に対して民法714条1項に基づき損害賠償請求をした本件事故で、原告が被告を相手として民法714条1項にいう「責任能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとはならない。

文字サイズ ↑ 上へ戻る ↓

POINT  
文字サイズを3段階に変更でき、上へ戻るで、トップへ戻ることができます。

POINT  
スクロール位置のマップ表示

POINT  
『判例タイムズ』は初号からすべて冊子体の囲み記事PDFがあり、一部テキスト表示もあります。

# 法律判例文献情報

DL-Law.com 法律判例文献情報

検索

表出結果

AND

AND

検索

人身傷害保険と表出結果 (【1】【2】平成24、9、19大版地判)

AND

AND

検索

損害賠償請求事件 (3277号)、求償金請求事件 (5216号)

AND

AND

検索

判例

所収文献

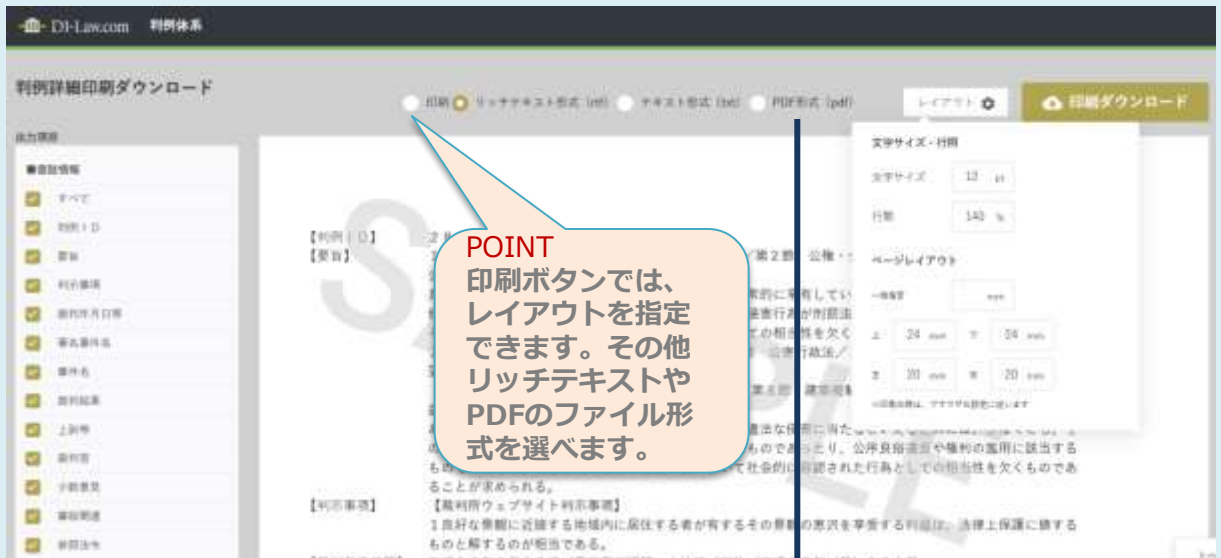
最高裁判所と連行特許費用 (平成9、11、27最高一判)

AND

AND

検索

# 印刷・ダウンロード (判例)



**詳細設定**

付属情報 **i**

- なし
- 引用判例
- 被引用判例
- 上下審判例

本文内画像出力  する  しない

添付PDFファイル **i**  なし  あり

要旨内法編表示

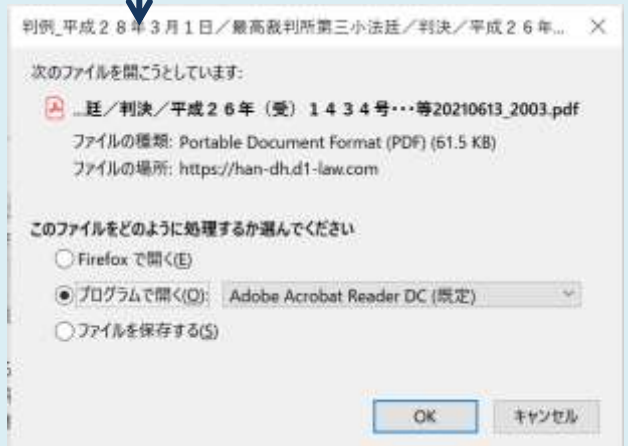
- なし
- 法編+要旨
- 法編+法令名

以下、すべての階層+要旨

下線表示  する  しない

ヒット箇所 **i**  する  しない

ハイライト **i**



**POINT**  
PDF出力例



**POINT**  
付属情報では、引用または被引用の判例も一括してファイル出力できます。  
審級を事実関係から把握するために上下審判例を一つのファイルにもできます。  
ハイライト色をなしにもできます。



# 印刷・ダウンロード（法令）

印刷ダウンロード

出力項目

印刷  リンクテキスト形式 (url)  テキスト形式 (txt)  PDF形式 (pdf)  レイアウト  ダウンロード

718条（不正競争防止法）

第五節 不正競争

719条（不正競争防止法による損害賠償）

720条（財産以外の損害の賠償）

721条（近傍者に対する損害の賠償）

722条（責任能力）

723条

724条（責任能力等の監督義務等の責任）

725条（賠償額の責任）

地方公共団体情報システム機構法  
発布：平成29年5月31日号外法律第29号  
最終改正：令和元年5月31日号外法律第18号  
改正内閣：令和元年5月31日号外法律第18号（令和元年5月31日）

地方公共団体情報システム機構法  
平成二十五年三月三十一日号外法律第二十九号  
（最終一対大任署名）  
地方公共団体情報システム機構法とここに示す。地方公共団体情報システム機構法

目次  
第一章 総則（第一節 第一章）

**POINT**  
印刷もダウンロードもこのボタンから進みます

722条（損害賠償の方法、中位判量の控除及び過失相殺）

723条（名誉毀損における原状回復）

724条（不正競争防止法による損害賠償請求権の消滅時効）

724条の2（人の生命又は身体を害する不正競争防止法による損害賠償請求権の消滅時効）

**POINT**  
ダウンロードでは、ファイル形式も選べます。

**POINT**  
ワード出力例

**POINT**  
法令画面の条見出しまたは、上記の出力項目（条見出しに同じ）のチェックボックスを指定して必要な条文のみを印刷・ダウンロードできます。

罰法

発令：昭和29年4月27日号外法律第29号  
最終改正：令和3年5月19日号外法律第27号  
改正内閣：令和3年5月19日号外法律第27号（令和3年5月19日）

（不正行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第七百十條 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しては、その賠償をしなければならない。

（近傍者に対する損害の賠償）

第七百十一條 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

（不正行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四條 不正行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不正行為の時から二十年間行使しないとき。

（人の生命又は身体を害する不正行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四條の二 人の生命又は身体を害する不正行為による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一項の規定の適用については、同条中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。



■お問合せ■

第一法規株式会社 販売促進第二部

〒461-8550 愛知県名古屋市東区泉一丁目1番39号  
TEL : 052-961-6822 FAX : 052-951-7376

<https://www.daiichihoki.co.jp/>